

資料 1

知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について（案）

2006年2月8日
知的財産戦略専門調査会

1. はじめに

総合科学技術会議では、2002年1月に知的財産戦略専門調査会を設置して以来、毎年、特許等の知的財産の機関帰属原則と管理体制の整備、技術移転機関の活用促進など、科学技術政策の観点から「知的財産戦略について」をとりまとめて意見具申を行ってきた。また、その結果は、知的財産戦略本部において策定される各年の「知的財産推進計画」にも反映してきた。

昨年12月27日に決定された第3期科学技術基本計画のための科学技術基本政策においても、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進等が盛り込まれており、今後も、知的財産戦略専門調査会において、これら施策の推進に取り組んでいく予定である。

今年度は、知的財産戦略本部において、知的財産基本法に基づく施行状況の検討等が行われる予定であるが、知的財産戦略専門調査会においても、こうした政府全体での検討に資するとともに、今後の知的財産戦略をより円滑かつ効果的に推進するため、これまでの取組みと今後の課題について検討を行うこととする。

(参考) 知的財産基本法(附則第二条):

「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

2. 主な施策の取組みの状況(参考資料参照)

(1) 機関帰属原則をはじめとする学内ルールの整備

- ・機関帰属原則の採用(国立大学等: 93%、公私立大学等: 25%)
- ・知的財産ポリシー、利益相反等のルール整備

(2) 大学における知的財産本部の整備

- ・43の大学において「大学知的財産本部整備事業」を実施(2003年7月から)

- (3) 大学における営業秘密の管理
 - ・「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の策定(2004年4月)
- (4) 大学発特許出願及び実施料の増加
 - ・大学等の国内特許出願は4.2倍、実施料収入は6.6倍(2001年から3年間)
- (5) 技術移転機関の整備
 - ・41機関の承認TL0と6機関の認定TL0(2005年9月)
- (6) 大学知財本部及びTLOの連携・協力の促進
 - ・大学知財管理・技術移転協議会(現在「大学技術移転協議会」)の設立(2003年8月)
- (7) 日本版バイ・ドール制度
 - ・国の委託研究開発の日本版バイ・ドール制度採用率94%(2003年度)
- (8) 大学発ベンチャー起業の推進
 - ・大学発ベンチャーの設立累計1,112社(2004年度末時点)
- (9) 特許情報へのアクセス機能の強化
 - ・特許情報と科学技術文献情報の統合検索システムの整備
- (10) 特許出願・維持費用の確保
 - ・「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改正(2005年3月)
- (11) 研究開発の国際標準化の推進
 - ・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005年6月公表)
- (12) 先端技術分野における知的財産法制の整備
 - ・医療関連の特許審査基準の改訂(2003年8月、2005年4月)
- (13) 知的財産人材の育成・確保
 - ・知的財産専門職大学院(東京理科大学、大阪工業大学、2005年4月開設)
 - ・約4,000人のMOT人材コースの設置(2005年1月)
- (14) 地域における知的財産戦略の推進
 - ・地方公共団体による知的財産戦略の策定(15都道府県:2005年3月)

3. 取組みを進めるに当たっての基本的な考え方

今回の知的財産基本法に基づく3年間(第1期:2003年3月~2006年2月)の施行状況の検討結果を踏まえ、本年4月以降の3年間(第2期:2006年3月~2009年3月)は、第1期において実施された様々な改革の成果を踏まえ、さらなる知的財産の活用を展開し、知的財産立国の実効を挙げる

期間と位置づけられる。

また、この本年4月からの期間は、本年3月に策定される第3期科学技術基本計画に基づいて、知的財産の創造、保護、活用に関する施策を具体的に推進していく期間でもある。

このため、総合科学技術会議では、研究開発の成果をイノベーションを通じて、社会・国民に還元するために、知的財産戦略専門調査会において、知的財産戦略に関する重点課題について審議を進め、知的財産戦略本部との密接な連携の下で、政府全体として知的財産戦略を進めていく。

4. 今後の主要課題

(1) 知的財産を活用した产学研連携の推進

产学研連携活動が十分な成果を挙げていくため、大学知的財産本部やTLOの活動を一層活性化し、効果的なものとしていく。また、技術移転に関する知見・ノウハウを最大限活用する観点から、大学知的財産本部とTLOとの連携を一層強化する。

<今後の課題>

大学等における知的財産管理体制は整備されつつあるが、今後は、権利取得だけでなく、それを社会に活用することに重点を置いた取り組みを進める。

大学知的財産本部とTLOとの関係には多様な形態があるが、両者の連携のあり方について適切な評価・分析等を進め、両者の連携や機能強化の方策を推進する。

利益相反に関するルールやマネジメントの更なる充実など、大学等における知的財産に関する必要な整備を促すとともに、研究者の知的財産に関する認識向上や、知的財産部門の強化に取り組む。

共同研究や委託研究を円滑に推進するため、不実施補償などの問題について、产学研間での認識共有をさらに進め、柔軟かつ迅速な契約実務につなげる。

(2) 優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進

優れた研究開発成果は、国内外での効果的な権利取得につなげることが重要であり、国際競争力の源泉となる基本特許取得のため、戦略的な取り組みを進める。企業には量から質への特許戦略の転換を促すとともに、大学等においても国内外での適切な権利取得の支援や特許情報の活用等を進める。

<今後の課題>

企業や大学等での特許の件数に偏った評価を是正するとともに、権利の活用を重視し、量から質への特許戦略の転換を進め、基本特許取得のための戦略的な取り組みを強化する。

優れた知的財産の創出や紛争の予防のために、特許情報が十分に活用されるよう、より効率的で安価な検索環境の整備を進める。

大学等における自由な研究環境を確保するため、大学等の研究において他者の特許を円滑に使用するためのルールを整備し、その普及を図る。

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化や先端医療技術の特許保護のあり方など、先端技術分野が抱える知的財産の諸問題について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(3) 知的財産による地域の振興

大学等は、地域の核として、地域の振興につながる新たな知的財産を生み出すことが期待される。大学等と地域企業、地方公共団体、地域の研究機関との連携等により、地域のニーズにマッチした知的財産の創造や活用を推進する。

<今後の課題>

地域の振興のために、大学と地方公共団体や地域研究機関等の先進的な事例や課題を分析し、連携強化の具体的方策を推進する。

地域における知的財産の創造活動や事業化を促進するため、知的財産に精通した専門家を育成、確保する。

(4) 知財人材の確保・育成

科学技術の成果を知的財産として戦略的に取得・活用できる人材や、技術と経営の双方を理解し、研究開発を効果的に市場価値に結実させる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材が質・量ともに求められており、知的財産、技術経営教育等に係る各大学の自主的な取組を促進する。

<今後の課題>

知的財産関連人材を質量ともにさらに充実させるため、体系的な知的財産人材育成総合戦略を早期に策定し、具体的方策を推進する。

知的財産を活用して国際的な事業展開を進めるため、海外での侵害訴訟や契約に精通し、国際的に通用する専門人材の育成、確保に取り組む。

産学官連携や技術移転を円滑に進めるため、市場性の目利きができ、研究者にアドバイスができる人材の育成と確保に取り組む。